

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	みなかみ町

みなかみ町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林課 獣害対策係
所在地 群馬県利根郡みなかみ町布施365番地
電話番号 0278-64-0111
FAX番号 0278-64-0852

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、カラス、ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンカモシカ、アライグマ
計画期間	令和 2年度～令和 4年度
対象地域	みなかみ町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稲、リンゴ、飼料用トウモロコシ、ハクサイ、サツマイモ	900千円 233a
イノシシ	水稲、リンゴ、飼料用トウモロコシ、ナス、ジャガイモ	2,074千円 268a
カラス	大豆、そば、飼料用トウモロコシ	243千円 23a
ツキノワグマ	水稲、リンゴ、飼料用トウモロコシ	2,416千円 149a
ハクビシン	ブドウ	392千円 23a
ニホンジカ	リンゴ、飼料用トウモロコシ、ほうれん草、コンニャク	119千円 121a
ニホンカモシカ	リンゴ、飼料用トウモロコシ、ほうれん草、コンニャク	98千円 16a
アライグマ	被害報告なし	被害報告なし

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル	被害地域は、林縁部から人家近くや観光街近くまで及び野菜果樹を中心に干し柿や貯蔵用の根菜類にまで及ぶ農業被害のほか、人家の屋根やベランダに侵入したり、通学路近くを移動するなど、生活環境被害も見受けられる。
イノシシ	イノシシは古くから町内に生息しているが、近年は農作物を食餌することにより高栄養化や、越冬しやすい環境などの影響もあり、予想を上回る速度で個体数が増加していると思われる。根菜類、水稲、果樹、飼料用作物等の被害が発生しており、山林周辺の田畑に被害が多く発生している。被害の多い地域に電気柵による侵入防止を行ったところ、設置地域の被害は減少したが、未設置地域に被害が集中する傾向にある。
カラス	農作物の播種期から収穫期の間において、豆類や雑穀類の被害が発生している。
ツキノワグマ	令和元年度は、春先から目撃情報や出没情報が非常に多く寄せられました。山の木の実が不作であったため秋になっても、人家周辺への出没が続き、人身被害の心配があった。
ハクビシン	果樹を中心とした被害が発生している。また、人家の天井裏などに住み着き生活環境被害が発生しているケースもある。
ニホンジカ	近年、出没件数や食害の件数が増えており個体数が増加していると思われる。
ニホンカモシカ	保護の影響もあり人慣れした個体が多く、人家近くまで出没し、農作物等の被害も報告されている。近隣の状況を見ると今後の個体数の増加が見込まれる。
アライグマ	毎年1頭が捕獲されているが、農作物等の被害の報告はない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
ニホンザル	900千円	233 a	630千円	163 a
イノシシ	2074千円	268 a	1451千円	187 a
カラス	243千円	23 a	170千円	16 a
ツキノワグマ	2416千円	149 a	1691千円	104 a
ハクビシン	392千円	23 a	274千円	16 a
ニホンジカ	119千円	121 a	83千円	84 a
ニホンカモシカ	98千円	16 a	68千円	11 a
アライグマ	現状値なし		0千円	0 a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲隊員が、銃器及び捕獲オリ、ククリワナを使用し対象鳥獣の捕獲にあたっている。</p> <p>捕獲隊員の増員を図るため狩猟者登録費の補助を行っている。</p> <p>捕獲檻については平成28年度までに設置したものを引き続き使用している。設置数はイノシシ捕獲対策の大型囲いオリ（単管6m×8m）29基、中型囲いオリ（鉄筋3m×3m）30基、中型箱オリ40基を設置している。ニホンザル対策としてサル捕獲用箱檻76基を町内一円に設置し臨時職員による捕獲を行っている。また、イノシシ捕獲用ククリワナを捕獲隊員に配布して捕獲の推進を行っている。捕獲個体については捕獲者が埋設等の処理を行っているほか、ツキノワグマについては、個体の一部を資料として研究機関に提供している。</p>	<p>狩猟者の高齢化が進み、減少傾向にあるため、捕獲従事者の育成が必要である。</p> <p>大型捕獲檻は設置後の管理状況により捕獲数に差があり、適切な管理が課題である。</p> <p>人家周辺への、野生動物の出没が増え人身被害の防止の対応が必要である。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>侵入防止柵は毎年5 km～10 km余りの電気柵を設置している。受益者を中心とした地域住民による管理を行っている。野生鳥獣の出没を抑制するための森林整備については、ぐんま緑の県民税を活用した事業により実施している。</p> <p>また、ニホンザル、カラスを地域住民が自ら追い払うため、爆竹、ロケット花火、動物駆逐用煙火の支給を行っている。</p>	<p>被害地域では、高齢化及び兼業農家が増えているため、対象鳥獣の住みかとなる耕作放棄地が増加し被害拡大の要因となっている。</p> <p>電気柵については、山間地域での効果的な設置や設置後の管理が課題である。また、イノシシ侵入防止柵を設置した地域では、柵外の隣地に出没が予想されるため対策が課題となっている。</p>
----------------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>被害防止計画を作成し猟友会等を中心に被害防止事業を行い、野生鳥獣による農作物被害の縮減に努めたところ、全体では減少傾向になっているが、被害が拡大した獣種もある。今後も侵入防止柵の設置や農作物残渣の適正処理、使用していない果樹の伐採等適正管理、計画的な対象鳥獣の個体数管理、緩衝地帯の設置等の生息地管理の施策を総合的に実施する。</p>	
<p>ニホンザル</p>	<p>県の生息状況調査及び町調査の結果を踏まえ、県適正管理計画に基づき対策計画を策定し、檻による捕獲を中心とした、個体数調整を行い、本来の生息地へ追い上げるよう被害の拡大防止を図る。</p>
<p>イノシシ</p>	<p>導入した侵入防止柵付近の効果を高めるために、防止柵付近に捕獲檻を設置して捕獲を推進し個体数の調整を図る。また、地域共同での防止柵の設置及び管理すると共に、生息環境の整備や緩衝帯の設置を推進する。</p>
<p>カラス</p>	<p>銃器及び捕獲箱による捕獲に加え、花火等による追い払いを行う。</p>
<p>ツキノワグマ</p>	<p>農作物被害のほか人的被害の不安もあることから、人身の被害の発生または、発生の恐れのある場合には、捕獲を行う。</p>

ハクビシン	整備した小型檻を活用して、農作物被害及び生活環境被害に対応してゆく。
ニホンジカ	個体数が増え被害件数が増加する場合には、有害鳥獣捕獲により捕獲を目指す。
ニホンカモシカ	被害件数が増えた場合には適正管理計画による個体数調整を検討する。
アライグマ	出没が確認されれば捕獲の対象にする

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、群馬県第12次鳥獣保護管理計画により設置する、みなかみ町有害鳥獣捕獲隊のほか、特措法第9条により定められて設置した、みなかみ町鳥獣被害対策実施隊が行う。また、ワナ猟免許所有者である被害農業者については、有害鳥獣捕獲隊員及び鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲体制を補完する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、ニホンジカ、アライグマ	みなかみ町有害鳥獣対策協議会、有害鳥獣捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊と連携し効果的な捕獲機材を導入するとともに、これらの機材を使用した捕獲講習会を開催する。
令和3年度	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、ニホンジカ、アライグマ	みなかみ町有害鳥獣対策協議会、有害鳥獣捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊と連携し効果的な捕獲機材を導入するとともに、これらの機材を使用した捕獲講習会を開催する。

令和4年度	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、ニホンジカ、アライグマ	みなかみ町有害鳥獣対策協議会、有害鳥獣捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊と連携し効果的な捕獲機材を導入するとともに、これらの機材を使用した捕獲講習会を開催する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
ニホンザル	水上地区、新治地区については、地区内のほぼ全域に出没しており、町内全体で被害地域が拡大していることから、個体数調整計画を定めて捕獲檻を中心とした捕獲を行う。 近年出没が開始した商業地域付近での全頭捕獲も含めた捕獲、山間部に近い地域では群の個体数調整の捕獲を行い、3年間で加害個体数の半減を計画する。
イノシシ	出没地域が侵入防止柵外の隣地へ移動している傾向にあるため、侵入防止柵の設置と捕獲檻の設置をセットにした捕獲体制により捕獲を推進する。
カラス	町内各地域において、稲、果樹等への被害が発生していることから、過去5年間の捕獲実績に基づき、年間30羽を捕獲する。
ツキノワグマ	被害防止のため、やむを得ない場合、関係機関との協議の上捕獲することとし、捕獲計画は設定しない。3～5年周期で大量出没する傾向にあり、対応できるように捕獲檻の整備を行う。
ハクビシン	近年出没が増加し、捕獲も増加している。このため果樹等の農作物の被害拡大が危惧される。このためここ数年の捕獲状況から年間200頭を捕獲する。
ニホンジカ	狩猟による捕獲を優先しているが、個体数の増加から今後は有害捕獲も重点的に行う。 近年捕獲頭数が増加しており、群馬県ニホンジカ適正管理計画の年間必要捕獲数も踏まえ、300頭を捕獲計画数とする。
ニホンカモシカ	特別天然記念物であることから、捕獲計画は定めない。急激な被害の増加があれば、適正管理計画による個体数調整の対象とする。

アライグマ	ここ数年毎年1頭の捕獲実績があり、生息数の増加が懸念されることから年間10頭の捕獲を計画する。
-------	---

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
ニホンザル	300頭	300頭	300頭
イノシシ	250頭	250頭	250頭
カラス	30羽	30羽	30羽
ツキノワグマ	—	—	—
ハクビシン	200頭	200頭	200頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
ニホンカモシカ	—	—	—
アライグマ	10頭	10頭	10頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣については、関係法令のほか群馬県が定める第12次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
ニホンザル	被害地域において、被害が集中して発生する6月から収穫が終了する時期を中心に農地及び農地周辺の山林等において、銃器及び捕獲檻による捕獲を行う。山間部以外においてはエサの無くなる冬期間にも捕獲檻による捕獲を行う。
イノシシ	設置型捕獲檻は年間を通して捕獲を行うため、猟期以外は有害捕獲を行う。被害報告の多い4月から11月までの期間は、捕獲檻やククリワナにより捕獲を行う。また、猟期終了後に銃器による予察捕獲を実施する。
カラス	生育期から収穫時期の果樹園及び水田付近において銃器による捕獲を行う。
ツキノワグマ	人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
ハクビシン	被害が発生する生育期から収穫時期の果樹園等において、捕獲檻を使用して捕獲を行う。
ニホンジカ	生息数が増加して、農作物等に被害が発生することが予想されることから、有害鳥獣捕獲を行う。
ニホンカモシカ	被害が拡大する場合には、適正管理計画により個体数調整の捕獲を検討する。

アライグマ	出没が確認されれば、捕獲対応とする。
-------	--------------------

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃刀法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃による捕獲については該当なし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
みなかみ町全域	県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ アライグマ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ カラス ハクビシン ニホンジカ ニホンカモシカ アライグマ	関係機関と連携して各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の伐採、下草刈り等を行い緩衝帯を設置するとともに、野猿調査員による行動域調査を実施し、地域住民と連携した追い払いを行う。
令和3年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ カラス ハクビシン ニホンジカ ニホンカモシカ アライグマ	関係機関と連携して各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の伐採、下草刈り等を行い緩衝帯を設置するとともに、野猿調査員による行動域調査を実施し、地域住民と連携した追い払いを行う。
令和4年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ カラス ハクビシン ニホンジカ ニホンカモシカ アライグマ	関係機関と連携して各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の伐採、下草刈り等を行い緩衝帯を設置するとともに、野猿調査員による行動域調査を実施し、地域住民と連携した追い払いを行う。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みなかみ町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲
利根沼田猟友会、水上支部、月夜野支部、新治支部	加害鳥獣の捕獲、追い払い。
利根沼田環境森林事務所	加害獣捕獲に関する事項及び技術供与と支援。
利根沼田農業事務所	技術供与と支援
沼田警察署	人身被害発生予想時の緊急捕獲立ち会い。

みなかみ町	各関係機関との連絡調整。
-------	--------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

利根沼田環境森林事務所へ捕獲申請→町内猟友会該当地区支部長及び該当地区捕獲隊長へ連絡→場合により警察署へ連絡→加害獣の捕獲

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル、ツキノワグマについては、研究機関に学術研究のため資料として提供するほか、生態系に影響を与えない方法で埋設する。イノシシについては生態系に影響を与えないような方法で埋設する。カラスについては、生態系に影響を与えないような方法で埋設する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質による出荷制限措置が講じられている地域であるため、食品としての利用は困難である。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	みなかみ町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
みなかみ町	協議会の運営

利根沼田猟友会 水上支部 月夜野支部 新治支部	鳥獣の捕獲、追い払い。 野生鳥獣の生息状況等の情報収集。
利根沼田農業事務所	技術供与と支援。資料収集。情報の共有。
利根沼田環境森林事務所	技術供与と支援。資料収集。情報の共有。
利根沼田農業協同組合	協議会と被害農家の連携、各種情報収集と連携。
被害地区区長	被害農家から協議会への被害連絡。協議会と被害農家の連携。
みなかみ町議会	町民からの要望等の集約、報告。
みなかみ町農業委員会	協議会と被害農家との連携、各種情報の収集と提供。
被害農家代表	被害現場の集約情報提供及び情報共有

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策線センター	鳥獣被害防止対策施策等に関わる指導及び助言。
日本獣医生命科学大学野生動物学教室	群馬県調査における報告会及び研修会での講師。
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査検体（ツキノワグマ等）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模は80人程度で、利根沼田猟友会水上支部、月夜野支部、新治支部に所属する有害鳥獣捕獲隊のうち、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者として、特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」を任命し、対当する地域の対象鳥獣8種の捕獲を担うこととする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置

予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、狩猟者登録の際に必要な経費の一部を町が補助し狩猟がしやすい環境を整え、被害防止対策の実施体制を整備する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者が共通の認識を持つための研修会を開催し、組織の充実を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。